

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（139）」

2. 日時：平成29年5月9日 13時30分～16時15分

3. 場所：原子力規制庁 13階B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、津金管理官補佐、近田安全審査官、
皆川安全審査官、義崎原子力保安検査官、高嶋原子力規制専門員

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐、日野原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員（発電管理室室長（許認可担当））

他14名

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、『「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち、「2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 「大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応」における「その他のテロリズム」が「大型航空機衝突」に含まれるか否か説明するとともに明確化すること。
- 「2.1.1.1大規模損壊発生時の手順書の整備」における優先順位に係る基本的な考え方の「当面達成すべき目標」について設定の考え方を明示すること。
- 大規模損壊発生時に重大事故対処設備以外で使用を想定できる設備について確認し、該当設備の有無含め説明すること。
- 大規模損壊発生時の体制について、防災管理者及び総括当番待機者の役割を明確にし、説明すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・ 大規模損壊の審査においてご確認いただきたい事項と審査の進め方について